



三重県公報

平成27年4月14日（火）

第 2690 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
284	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	(福 利 厚 生 課)	2
285	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額の一部を改正する告示	(同)	2
286	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
287	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	2
288	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	3
289	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	4
290	保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知	(同)	5
公 告			
	争議行為を行う旨の通知	(雇 用 対 策 課)	11
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	11
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	12

告 示

三重県告示第 284 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成 6 年三重県告示第 265 号）の一部を次のように改正し、平成 27 年 4 月 14 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用します。

平成 27 年 4 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「		「		」																																																
表中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">4,308 円</td><td style="text-align: center;">13,040 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,024 円</td><td style="text-align: center;">13,040 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,611 円</td><td style="text-align: center;">13,447 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,104 円</td><td style="text-align: center;">16,281 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,524 円</td><td style="text-align: center;">18,834 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,601 円</td><td style="text-align: center;">21,784 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,708 円</td><td style="text-align: center;">24,532 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,375 円</td><td style="text-align: center;">25,376 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,922 円</td><td style="text-align: center;">24,114 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4,723 円</td><td style="text-align: center;">19,167 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,930 円</td><td style="text-align: center;">15,001 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,930 円</td><td style="text-align: center;">13,040 円</td></tr> </table>	4,308 円	13,040 円	5,024 円	13,040 円	5,611 円	13,447 円	6,104 円	16,281 円	6,524 円	18,834 円	6,601 円	21,784 円	6,708 円	24,532 円	6,375 円	25,376 円	5,922 円	24,114 円	4,723 円	19,167 円	3,930 円	15,001 円	3,930 円	13,040 円	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">4,475 円</td><td style="text-align: center;">13,005 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,030 円</td><td style="text-align: center;">13,005 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,585 円</td><td style="text-align: center;">13,573 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,069 円</td><td style="text-align: center;">16,192 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,475 円</td><td style="text-align: center;">18,680 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,729 円</td><td style="text-align: center;">21,472 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,654 円</td><td style="text-align: center;">23,984 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,474 円</td><td style="text-align: center;">25,191 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,878 円</td><td style="text-align: center;">24,139 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4,731 円</td><td style="text-align: center;">19,385 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,930 円</td><td style="text-align: center;">15,991 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,930 円</td><td style="text-align: center;">13,005 円</td></tr> </table>	4,475 円	13,005 円	5,030 円	13,005 円	5,585 円	13,573 円	6,069 円	16,192 円	6,475 円	18,680 円	6,729 円	21,472 円	6,654 円	23,984 円	6,474 円	25,191 円	5,878 円	24,139 円	4,731 円	19,385 円	3,930 円	15,991 円	3,930 円	13,005 円	に改める。
4,308 円	13,040 円																																																			
5,024 円	13,040 円																																																			
5,611 円	13,447 円																																																			
6,104 円	16,281 円																																																			
6,524 円	18,834 円																																																			
6,601 円	21,784 円																																																			
6,708 円	24,532 円																																																			
6,375 円	25,376 円																																																			
5,922 円	24,114 円																																																			
4,723 円	19,167 円																																																			
3,930 円	15,001 円																																																			
3,930 円	13,040 円																																																			
4,475 円	13,005 円																																																			
5,030 円	13,005 円																																																			
5,585 円	13,573 円																																																			
6,069 円	16,192 円																																																			
6,475 円	18,680 円																																																			
6,729 円	21,472 円																																																			
6,654 円	23,984 円																																																			
6,474 円	25,191 円																																																			
5,878 円	24,139 円																																																			
4,731 円	19,385 円																																																			
3,930 円	15,991 円																																																			
3,930 円	13,005 円																																																			
」		」		」																																																

三重県告示第 285 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額（平成 11 年三重県告示第 261 号）の一部を次のように改正し、平成 27 年 4 月 14 日以後の期間に係る介護補償について適用します。

平成 27 年 4 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中「104,290 円」を「104,570 円」に、「56,600 円」を「56,790 円」に、「52,150 円」を「52,290 円」に、「28,300 円」を「28,400 円」に改める。

三重県告示第 286 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 27 年 4 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2451300137	株式会社心グループ	名張市すずらん台西一番町 243 番地	よい子のお家すずらん	名張市すずらん台西一番町 243 番地	放課後等デイサービス	平成 27 年 4 月 1 日

三重県告示第 287 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 27 年 4 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 日 年 月 日
2410502088	特定非営利活動法人ベがさす	津市美里町家所 2577 番地 2	支援センターベがさす	津市美里町家所 2577 番地 2	生活介護	平成 27 年 4 月 1 日
2410700500	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会	松阪市殿町 1360 番地 16	障害者多機能型事業所夢風船	松阪市飯南町横野 885	生活介護	平成 27 年 4 月 1 日
2411100056	社会福祉法人清光会	熊野市有馬町 4520-329	グリーンプラザ	熊野市有馬町 4520-338	生活介護	平成 27 年 4 月 1 日
2410501023	特定非営利活動法人夢のやかた	津市河芸町三行 1121-1	河芸しいのみ河芸支所前	津市河芸町上野 2147-1	短期入所	平成 27 年 4 月 1 日
2410701326	株式会社みえ親孝行	松阪市田村町 452 番地	みえ親孝行訪問介護事業所	松阪市高町 465 番地の 5 1-A	居宅介護 重度訪問介護	平成 27 年 4 月 1 日
2411200617	株式会社ナーシングケアセンター	伊賀市四十九町 1784 番地の 25	訪問介護ステーションとんとん	伊賀市四十九町 1784 番地の 25	居宅介護 重度訪問介護	平成 27 年 4 月 1 日
2422220240	特定非営利活動法人障害者支援グループピラミッド	四日市市富州原町 27 番 3 号	グループホーム「安心の館」	三重郡菟野町大字福村 86 番地 7	共同生活援助	平成 27 年 4 月 1 日
2412220226	特定非営利活動法人障害者支援グループピラミッド	四日市市富州原町 27 番 3 号	短期入所「安心の館」	三重郡菟野町大字福村 86 番地 7	短期入所	平成 27 年 4 月 1 日
2420301174	特定非営利活動法人エブリー	鈴鹿市江島本町 26-11	エブリホーム白子	鈴鹿市白子町字南新田 3344-1	共同生活援助	平成 27 年 4 月 1 日
2422720314	社会福祉法人伊勢亀鈴会	鈴鹿市八野町 428 番地の 1	グループホームきれい 御糸の杜	多気郡明和町行部西浦 131 番地	共同生活援助	平成 27 年 4 月 1 日
2412100253	株式会社シグマサポート	東京都品川区上大崎 2-25-2	シグマファームとういん	員弁郡東員町大字山田字野 2024 番地	就労継続支援 A 型	平成 27 年 4 月 1 日
2410900142	有明の里有限公司	鳥羽市相差町 1878-1	有明の里おおさか作業所	鳥羽市相差町 2120 番地 67	就労継続支援 B 型	平成 27 年 4 月 1 日
2411200468	N P O 法人えん	伊賀市長田字垣内 2063 番地の 1	えん伊賀移行農場	伊賀市長田字垣内 2063 番地の 1	就労移行支援	平成 27 年 4 月 1 日
2410502104	株式会社ウィズヒューマン	津市観音寺町 152 番地	就労継続支援 A 型事業所トモニス	津市観音寺町 152 番地	就労継続支援 A 型	平成 27 年 4 月 1 日

三重県告示第 288 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 27 年 4 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 日 年 月 日
2410300293	有限会社ユーエムアイ	鈴鹿市三日市南一丁目 4 番 30 号	訪問介護 桑の実	鈴鹿市三日市南一丁目 4 番 30 号	居宅介護 重度訪問介護	平成 27 年 3 月 31 日
2410500447	社会福祉法人津市社会福祉協議会	津市大門 7 番 15 号	津市社協訪問介護事業所（津・香良洲）	津市大門 7 番 15 号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成 27 年 3 月 31 日

2410501197	特定非営利活動法人ベがさす	津市美里町家所 2557 番地 2	支援センター ベがさす	津市美里町家所 2557 番地 2	就労継続支援 B型	平成 27 年 3 月 31 日
------------	---------------	----------------------	----------------	----------------------	--------------	---------------------

三重県告示第 289 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 27 年 4 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町加波字岩谷奥 414 の 32、多気郡多気町車川字ワセトチ 1145 から 1153 まで、1153 の 1、1153 の 2、松阪市飯高町草鹿野字高尾 41 の 7 から 41 の 19 まで、字西田奥 42 から 45 まで、辻原町字ツヅラ又 539、545 から 549 まで、550 の 1、550 の 2、551、551 の 1、552 の 2、611 から 613 まで、613 の 1、614、615、615 の 1、620、620 の 1、後山町字横堰 162 の 1、190 から 192 まで、192 の 1、193 から 196 まで、197 の 1、197 の 2、198、198 の 1、198 の 2、199、201 から 205 まで、205 の 1、206、字権垣内 166、200 の 1 から 200 の 7 まで、207 から 209 まで、210 の 1 から 210 の 3 まで、212 の 1、多気郡大台町小切畑字石ヶ山 899（次の図に示す部分に限る。）、栗谷字大西谷 1205、1206・1207 の 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、字西谷 1173、1174（次の図に示す部分に限る。）、1174 の 1、字柿咄 234、246、1233、1234、松阪市飯南町上仁柿字権現 3260 から 3262 まで、3263・3266（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、3269、阪内町字石上谷 33 の 1、33 の 2、34 の 3、34 の 4、辻原町字森ノ上 409 の 2 から 409 の 5 まで、418、436 の 1 から 436 の 5 まで、字石神谷 437 の 2 から 437 の 4 まで、438 の 1、438 の 2、439、441 の 13、441 の 15、441 の 16、458、460 の 1、460 の 2、464、飯南町下仁柿字登り尾 1924、1925、嬉野小原町字小谷 996、996 の 1 から 996 の 13 まで、996 の 16 から 996 の 18 まで、1008、1009、1013、1013 の 1、飯南町上仁柿字足谷 497、505 から 507 まで、508 の 1、509 から 511 まで、512 の 1、513 の 1、513 の 3、514、516 から 518 まで、飯高町月出字シラカミ 563 の 6 から 563 の 9 まで・563 の 11（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）、563 の 66、嬉野小原町字小谷 1007、1010、嬉野岩倉町字岡ノ上 139 の 2、140 の 1、141、145、169、大石町字藤川 3353、3353 の 1、3355、3371 の 1、3372、3373、3375、飯南町上仁柿字平岩 998、1007、1007 の 1、1008、字イモリ谷 1012 の 15 から 1012 の 17 まで、1012 の 32、1012 の 49、飯南町有間野字平谷 1719 の 2、1721 から 1723 まで、1723 の 1、1724、1725、飯高町宮本字小西又 910 の 1、911 の 2、912、913、913 の 1、916、919、飯高町舟戸字舟戸口 15 から 19 まで、292 の 1、292 の 4 から 292 の 6 まで、嬉野小原町字大瀧 2067 の 3、2067 の 8、字笹尾 2060 の 14、2060 の 16、字小谷 1009 の 9、1009 の 13、多気郡大台町小切畑字参松谷 732、733（次の図に示す部分に限る。）、栗谷字宮谷 755 の 2、1167 から 1169 まで、菌字猿飼山 707、字一ノ越シ 709、709 の 1、709 の 2、710 から 715 まで、明豆字栃谷 7 の 1 から 7 の 4 まで、8 から 16 まで、18 の 1 から 18 の 4 まで、字栃谷口 17 の 1、17 の 2、字下山東 179 の 10、179 の 11、179 の 13、松阪市後山町字坂ノ脇 563 から 566 まで・568・568 の 1（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）、567、飯高町青田字向イ山 1126 の 16、多気郡多気町四疋田字一五谷 785 の 1、785 の 6、785 の 7、字片保田 786、松阪市阿形町字阿形山 597・598 の 2 から 598 の 4 まで（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）、598 の 1、多気郡大台町菅合字松原谷 1602 の 2（次の図に示す部分に限る。）、1598 の 1、1598 の 2、1602 の 1、多気町色太字西黒岩 1298 の 1（次の図に示す部分に限る。）、大台町下真手字上河内 887 の 1、887 の 9、松阪市飯福田町字明ヶ谷 347 の 26、347 の 29・347 の 32・347 の 33・347 の 57・347 の 66（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）、字倉骨 472、472 の 1、478 の 1、478 の 2、478 の 4（次の図に示す部分に限る。）、字梯木谷 477、478 の 3、字添ヶ尾 479 の 1、多気郡大台町江馬字ユカシ谷 30 の 1、栗谷字柿平 125、126 の 1、126 の 3、1241、1242 の 1、字中木屋奥 1213 の 2、1213 の 8、1213 の 12、1213 の 15、1215、1216、1218、松阪市飯高町赤桶字ハラビ 744 から 746 まで、748 の 1 から 748 の 3 まで、749 から 752 まで、754 から 760 まで、760 の 1、761 から 764 まで、769 の 1（次の図に示す部分に限る。）、769 の 2、770 から 776 まで、776 の 1、777、字ユフ子 778 から 788 まで、788 の 1、788 の 2、字マタニ 789 から 796 まで、797 の 1、797 の 2、字大平 798、799 の 1・799 の 2・字ウトモミ 800（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、800 の 1 から 800 の 3 まで、字フイヤケ 801・字楠 802（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、803、804、飯南町上仁柿字長井谷 809、字ヤング 827、827 の 1、827 の 2、828、829 の 2、830 から 834 まで、多気郡大台町菌字柿木谷 1128、1129（次の図に示す部分に限る。）、字櫛櫃谷 1149、字勘兵衛竈 1151、松阪市

飯高町舟戸字向垣内 288 の 8、288 の 9、288 の 11、飯南町上仁柿字西ノ谷 987 から 989 まで、990 の 1、990 の 2、飯高町桑原字ノデガヒラ 463、464 の 2、465 の 1、465 の 2、飯高町太良木字平田 170 の 2・170 の 3（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、飯高町蓮字太良羅 345 の 28、飯高町加波字トクシウ 496 の 1、499 から 502 まで、503 の 1、504、505、505 の 1、505 の 2、506、507、508 の 1、510、511 の 1、511 の 2、512 の 1、513 の 2、514、515、516 の 1、516 の 2、字ヌケノ谷 517 の 1、517 の 2、517 の 5、字峠 539、541、541 の 1、541 の 2、字ショブ谷 542、544、545 の 1、546 から 548 まで、飯高町木梶字伊尾谷 46 の 18、46 の 19、49 の 1、49 の 2、字長畑 294 の 1、294 の 16 から 294 の 19 まで、295、飯高町乙栗子字佛谷 1130 の 1、1130 の 2、1133、1134、1134 の 1、1134 の 3、1135、1135 の 1、1136、1137、飯高町木梶字四ツ辻 127 の 2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字藤川 3353 の 1・字平谷 1721・字上河内 887 の 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、松阪市役所、大台町役場及び多気町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 290 号

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（平成 26 年三重県告示第 822 号）は、相手方の所在不明のため通知することができないので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容を尾鷲市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 27 年 4 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

渥美はなみ

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市三木里町字下野谷 1375 の 7、1375 の 11、1375 の 12、1375 の 14、1375 の 16、1375 の 23（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

今井恵厘子

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市須賀利町字丹生 32、33 の 1、33 の 4
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
奥村敏江
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市須賀利町字丹生 28、29、30 の 1、30 の 2、31
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
芝田利之
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市三木里町字下野谷 1375 の 22
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
中森教友
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市曾根町字往還端 136

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

- 1 通知することができない者の氏名
中森秋榮
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市曾根町字六条 17 の 5
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7

- 1 通知することができない者の氏名
中森覺十郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市曾根町字六条 17 の 7、17 の 21、17 の 22
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 8

- 1 通知することができない者の氏名
山本旭
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市三木里町字杉ノ本 1362

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 9

- 1 通知することができない者の氏名
山崎直子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市三木里町字下野谷 1375 の 27 (次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 10

- 1 通知することができない者の氏名
疇地実
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字産屋谷 122
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 11

- 1 通知することができない者の氏名
奥山純弘
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字島地二ツ合 3273 の 10
 - (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 12

1 通知することができない者の氏名

奥村彰則

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字島地阪本 3300、3301、3302 の 6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 13

1 通知することができない者の氏名

大西善治郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町紀伊長島区古里字大河内 1143 の 1、1144 の 1、1147

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 14

1 通知することができない者の氏名

新谷勝

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字島地二ツ合 3273 の 7

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 15

1 通知することができない者の氏名

谷口安市

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町海山区引本浦字在ノ上 528 の 22

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 16

1 通知することができない者の氏名

中西弘

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字島地二ツ合 3273 の 8

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 17

1 通知することができない者の氏名

松永覺助

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町海山区引本浦字在ノ上 528 の 27

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、平成 27 年 4 月 6 日、三重一般労働組合及び三重一般労働組合鈴鹿さくら病院分会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成 27 年 4 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 事件
2015 年春闘要求等の早期解決について
- 2 日時
平成 27 年 4 月 17 日午前 0 時以降問題解決の日時まで
- 3 場所
鈴鹿さくら病院の全職場又は一部の職場
- 4 概要
あらゆる形の争議行為及び妨害排除のための一切の争議行為

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 27 年 4 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 27 年 3 月 16 日	亀山市川崎町字貢 4695	四日市市ときわ 2 丁目 8-9 株式会社フジケンホーム 代表取締役 藤原 英雄
平成 27 年 3 月 17 日	松阪市嬉野権現前町字神北 418-1 ほか 3 筆	四日市市日永西 4 丁目 13-12 有限会社カナック 代表取締役 金本 稔
平成 27 年 3 月 17 日	松阪市小阿坂町字出口 3960-1	松阪市塚本町 200-1 アルハンブラ B 棟 202 阪口 純一 阪口 真美
平成 27 年 3 月 18 日	名張市美旗町中 1 番 1847-2 ほか 3 筆並びに同市新田字三筋溝 1846-1 の一部ほか 2 筆及び字三筋溝 1846-1 地先	名張市美旗町中 1 番 1851 藤熊 修
平成 27 年 3 月 20 日	松阪市曲町字出口 1625	東京都千代田区二番町 8-8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 井阪 隆一
平成 27 年 3 月 20 日	三重郡川越町大字豊田一色字立長 384-1 ほか 7 筆 (2 工区)	三重郡川越町大字豊田一色 280 川越町長 川村 康治
平成 27 年 3 月 23 日	三重郡菰野町大字潤田字検定 1974-3 ほか 1 筆	三重郡菰野町大字潤田 2068-3 高山 泰彦 高山 夕佳里

平成 27 年 3 月 30 日	伊勢市小俣町湯田 659-1	伊勢市大世古 1 丁目 9-3 阪 井 好 美
---------------------	----------------	----------------------------

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 27 年 4 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 27 年 3 月 18 日	度会郡南伊勢町船越字猿口 2546 ほか 4 筆ほか 5 筆の一部	度会郡南伊勢町船越 2552-2 社会福祉法人秀嶺福社会 理事長 横 井 靖

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
